

宮城県高圧ガス製造施設保安検査等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）、コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）又は冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍則」という。）の適用を受ける製造事業所に対して、知事が行う保安検査及び保安検査に併せて実施する法第62条第1項の規定による立入検査（これらの検査を総称して「保安検査等」という。）に関する方法等について必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑な保安検査等を実施し、もって高圧ガス製造事業所の保安の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における主な用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、法令（法に係る政令、省令、告示等を含む。）の定めるところによる。

(1) 製造事業所

法第5条第1項の許可を受けた第一種製造者のその許可に係る事業所をいう。

(2) 製造施設

高圧ガスの製造のための施設で、事務所その他の建築物、容器置場、貯水槽、給水ポンプ（管を含む。）、保護柵、障壁、地下貯槽室、消火器、ガス漏えい検知警報設備、警戒標、除害設備等を含む。

(3) 製造設備

高圧ガスの製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む）のために用いられる設備で、ガス設備（ポンプ、圧縮機、搭槽類、熱交換器、配管、継手、附属弁類及びこれらの附属品等）、加熱炉、計測器、電力その他の動力設備、ディスプレイ、転倒台等をいう。

(4) 休止施設

使用を休止した特定施設であって、一般則第79条第2項、液石則第77条第2項又はコンビ則第34条第2項に規定する高圧ガス製造施設休止届により知事に届け出たもので、前回の保安検査又は設置の完成検査を受けた日から1年（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号。以下「製造細目告示」という。）第14条に掲げる施設は同条で定める期間）以上休止を継続しているものをいう。

(5) 特定施設

製造細目告示第13条に規定する製造施設以外の製造施設をいう。特定施設毎の区分は、独立した製造設備、プロセス上独立している工程の他、休止施設の範囲とする。

(6) 定置式製造設備

製造設備であって、ボルト等により常時地盤面に固定して使用するもの。

(7) 移動式製造設備

製造設備であって、地盤面に対して移動することができるもの。

(8) 新型バルクローリー

液石則の移動式製造設備のうち、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第64条第1項の基準を満たすもの。

(9) 従来型バルクローリー

液石則の移動式製造設備であって、新型バルクローリー以外のもの。

(保安検査対象施設等)

第3条 保安検査の対象施設は製造事業所に係る製造施設のうち、特定施設とする。

2 一つの特定施設を分割して保安検査を受検することはできないものとする。

3 保安検査は、おおむね保安主任者又は保安係員（以下「保安主任者等」という。）が選任されている製造施設の区分毎に行うものとし、保安主任者等が立ち会うものとする。

(保安検査周期等)

第4条 保安検査の周期は、前回の保安検査の日（保安検査を受けたことのない特定施設にあっては完成検査の日）から1年を経過した日を基準日とする。

2 基準日の前後1月の範囲内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者については基準日の前後3月以内）で保安検査を実施した場合は、基準日において当該検査を行ったものとみなす。

3 製造事業所内に検査時期の異なる特定施設がある場合は、一般則第79条第2項、液石則第77条第2項及びコンビ則第34条第2項に規定する検査周期の範囲内で同一年度内の検査を統一しても差し支えないものとする。

4 同一敷地内に同一第一種製造者が許可を受けた検査時期の異なる複数の冷凍則の特定施設がある場合は、冷凍則第40条第2項に規定する検査周期の範囲内で検査を統一しても差し支えないものとする。

5 休止施設にあっては、当該施設を再び使用するときまでは保安検査等は行わないものとする。

6 前項の場合、再使用以降の保安検査は、再使用時に行った保安検査の日を基準日とする。

7 特定施設の全面更新工事（スクラップアンドビルド）を行った場合は、当該変更工事に係る完成検査の日を基準日とする。

8 法第20条の2項の規定により、第一種製造者からその製造施設の全部又は一部の引渡しを受けた製造事業所にあつては、引渡し前の製造事業所の保安検査の日を基準日とする。

9 移設に係る高圧ガス設備（移動式製造設備を含む。）を設置した場合で、検査周期内に当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録の確認により完成検査を実施した場合は、移設前の保安検査の日を基準日とする。ただし、移設前の事業所における休止、移設に係る申請までの移設後の事業所における保管等により検査周期内に保安検査を受検していない場合は、当該高圧ガス設備の設置時の完成検査の日を基準日とする。

(事前準備)

第5条 第一種製造者は、保安検査の日程を復興・危機管理部消防課と協議の上、実施日を決定する。

2 第一種製造者（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）は、製造事業所毎に前回の保安検査の日（第4条第2項で定める保安検査

査を行ったものとみなされた日を含む。) から1年を超えない日(休止施設にあっては当該施設を再び使用しようとする日の30日前)までに次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 保安検査申請書

(2) 保安検査周期(予定)表(製造細目告示第14条イ～へ、ルに規定する製造施設を有する場合のみ)

特定施設毎に3年前からの保安検査年月日を記載したもの

(3) 高圧ガス処理能力、貯蔵能力一覧表

特定施設毎に記載したもの

(4) フローシート

ガス設備の機器名、流体名、常用の圧力、常用の温度、安全装置、緊急遮断弁、逆止弁、法定温度計及び法定圧力計等を記載したもの

3 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から1年2月を超えない日(休止施設にあっては、当該施設を再び使用しようとする日の30日前)までに前項の各号に掲げる書類を提出するものとする。

4 第一種製造者は、必要に応じて復興・危機管理部消防課と検査内容等について事前打合せを行う。

5 第一種製造者は、保安検査の受検にあたって、次の書類を用意するものとする。

(1) 高圧ガス保安法に係る申請書及び届出書の副本

(2) 定期自主検査記録

(3) 開放検査記録

(4) 開放検査周期表

特定施設毎に貯槽、配管、動機器及び静機器の開放検査周期を記載したもの

(5) その他関係資料

(保安検査方法)

第6条 保安検査は、一般則第82条第3項に規定するものを除き、高圧ガス保安協会規格KHKS保安検査基準により実施する。

2 一般則第82条第3項に規定するコールド・エバポレータ等に係る保安検査は、一般則別表第3により実施する。

3 第1項及び第2項の場合において、各検査項目に応じた方法又は当該方法に基づき実施された検査についての記録確認により行うことができるほか、次の試験(法令上、適用のないものを除く。)については、原則として、保安主任者等の立会いのもと、現に当該試験に立ち会うこととする。この場合、立ち会う試験箇所は代表箇所とすることができるものとする。

(1) 定置式製造設備

イ 気密試験

ロ 緊急遮断装置作動試験及び弁座漏れ簡易試験

ハ 散水設備作動試験

ニ ガス漏えい検知警報設備作動試験

ホ その他、現に立会いが必要と認められる試験

(2) 移動式製造設備

イ 従来型バルクローリー

(イ) 気密試験

(ロ) 緊急遮断装置作動試験

(ハ) その他、現に立会いが必要と認められる試験

ロ 新型バルクローリー

(イ) 気密試験

(ロ) 緊急遮断装置作動試験

(ハ) ガス漏えい検知警報装置

(ニ) その他、現に立会いが必要と認められる試験

ハ その他の移動式製造設備

(イ) 気密試験

(ロ) 緊急遮断装置作動試験

(ハ) その他、現に立会いが必要と認められる試験

(立入検査)

第7条 保安検査時に併せて実施する立入検査の対象施設は、特定施設に加え、製造細目告示第13条に規定する製造施設とする。

2 立入検査は、次の項目について行うものとする。

(1) 法第8条第2号の規定により、各規則で定められた技術上の基準（製造の方法）遵守状況

(2) 定期自主検査実施状況

(3) 保安管理体制

(4) 危害予防規程及び当該規程に係る実施状況

(5) 保安教育（防災訓練を含む。）計画及び実施状況

(6) 各種帳簿（受入記録、日常・月例点検記録、機器台帳、容器授受台帳、充填日誌、販売先保安台帳、周知台帳、貸与容器台帳等）整備状況

(7) その他、必要と認められる項目

(検査後の処理)

第8条 県は、保安検査の結果、特定施設が法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認めるときは、速やかに保安検査証を交付する。

2 県は、保安検査等の結果、法令に違反しているとき又は保安の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、第一種製造者に対し、必要な措置を講ずるよう指示する。この場合、特定施設について法第8条第1号の技術上の基準に適合するよう必要な措置が行われた時点で、保安検査証を交付するものとする。

3 前項の場合において、変更の工事を伴う場合、第一種製造者は法第14条第1項の手続きを速やかに行うものとする。変更の工事が軽微な変更の工事に該当する場合は、完成後遅滞なく届出を行うものとする。

4 第2項の場合において、相応の期間を経過しても必要な措置が講じられない時は、法第11条第3項の規定により、製造施設又は製造の方法の改善を命ずる他、法に基づき措置する。

(協議)

第9条 本要領による保安検査等を行うことが困難であると認められるときは、事前に県と第一種製造者で協議のうえ、適正かつ円滑な運用を図るものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。